

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示		ページ
平成14年度准看護師試験の実施	(医療対策課)	1
結核予防法による医療機関の指定	(健康増進課)	1
保安林の指定予定の通知(3件)	(森林整備課)	1
告示(沿岸漁業改善資金の貸付金に係る収納の事務の委託)の一部改正	(水産振興課)	2
都市計画の変更	(都市計画課)	2
公 告		
薬種商試験の実施	(薬務衛生課)	2
換地計画の適否決定(宿毛市)	(耕地課)	3
" (佐賀町)	(")	3
都市計画の変更の図書の縦覧	(都市計画課)	3
高知県選挙管理委員会告示		
高知県選挙事務執行規程の一部改正		3

告 示

高知県告示第588号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第18条の規定により、平成14年度准看護師試験を次のとおり行う。

平成14年11月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 試験の日時及び場所
 - 日時
平成15年2月15日(土)午後1時30分から
 - 場所
高知市大津乙811 高知県立総合看護専門学校
- 受験願書の提出期間
平成15年1月8日(水)から同月15日(水)までの8日間(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。
なお、郵送の場合は、平成15年1月15日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書及び添付書類
受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康福祉部医療対策課

に直接又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

- 受験願書(県所定の様式によること。)
- 履歴書(県所定の様式によること。)
- 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)
- 修業(見込)証明書又は卒業(見込)証明書
修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、平成15年3月13日(木)までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。

(5) 試験手数料 6,900円(受験願書に高知県収入証紙をはり付けること。)

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者
- 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
- 法第21条第1号、第2号又は第4号の規定に該当する者
- 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、法第21条第4号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

5 試験科目

解剖生理 栄養 薬理 病理 微生物 保健医療 関係法規
精神保健 基礎看護 成人看護 老人看護 母子看護

6 合格発表

平成15年3月14日(金)午前10時に、合格者の受験番号を高知県庁正庁ホールに掲示する。

7 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成14年12月20日(金)までに高知県健康福祉部医療対策課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

高知県告示第589号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成14年11月1日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所在地	開設者	指定年月日
有限会社レイホ	長岡郡本山町本山	有限会社レ	平14・9・
ク薬局	580-1	イホク薬局	30

高知県告示第590号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨

の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成14年11月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所
安芸市畑山字家ノ谷甲571の11、甲571の12、甲572から甲588まで、甲589の1、甲590、甲591、甲592の1から甲592の14まで、甲592のイの15、甲592の16、甲592の19から甲592の44まで、甲593、甲594の1から甲594の3まで、甲595、甲597、甲599の1、甲599の2、甲600の1、甲600の2、甲601、甲602、甲603の1、甲603の2、甲605、甲606、甲607の1から甲607の3まで、甲608から甲619まで、甲623、甲624、甲631の1、甲631の3から甲631の9まで、甲631の18から甲631の37まで、甲631の39、甲631の46、甲1335のイ、甲1335のロ、甲1335のハ、甲1335のニ、甲1335のホ、甲1336のイ、甲1336のロ、甲1337の29、甲1337の32、字大野甲694の43から甲694の46まで、甲694の48から甲694の55まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第591号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成14年11月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所
安芸郡安田町中ノ川字カトコ口966の30、字ニラギ1218のイ、1218の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。) 高知県告示第592号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成14年11月1日

高知県知事 橋本 大二郎

1(1) 保安林予定森林の所在場所
 幡多郡西土佐村藤の川字大政山・字松尾山・字虫木山・字杖ヶ尾山・大宮字上足川山・字カツラ谷山・字榎林山・字大峠山(以上8字国有林。次の図に示す部分に限る。)、十和村野々川字市ノ又山・昭和下道引地続山・字下道引地山・字大滝山・字唐辻山・字天狗滝山(以上6字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的
 水源のかん養

(3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字大政山・字松尾山・字虫木山・字杖ヶ尾山・字上足川山・字カツラ山・字榎林山・字大峠山・字市ノ又山・字下道引地続山・字下道引地山・字大滝山・字唐辻山・字天狗滝山(以上14字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所
 幡多郡西土佐村藤の川字石ノ木戸山・字ヲソノ谷山(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的
 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。) 高知県告示第593号

昭和55年6月高知県告示第418号(沿岸漁業改善資金の貸付金に係る収納の事務の委託)の一部を次のように改正する。

平成14年11月1日

高知県知事 橋本 大二郎

1中「# 浜町二丁目4番8号 須崎釣#」を削る。

高知県告示第594号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成14年11月1日

高知県知事 橋本 大二郎

1 都市計画の種類
 高知広域都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域
 高知広域都市計画区域
 追加する部分
 高知市長浜及び池の各一部

3 縦覧場所
 高知県土木部都市計画課及び高知市役所

 公 告

薬事法(昭和35年法律第145号)第28条第2項の規定により、薬種商試験を次のとおり行う。

平成14年11月1日

高知県知事 橋本 大二郎

1 試験の方法及び科目

方 法	科 目
筆記試験	1 薬事関係法規

	2 日本薬局方 3 医薬品の性状、貯蔵方法及び取扱上の注意事項 4 公衆衛生に関すること
実地試験	医薬品の実物鑑定及び取扱方法
面接試験	1 実務経験に関する事項 2 その他の事項

2 場所及び日時
 (1) 場所 高知市丸ノ内二丁目4-1
 高知県保健衛生総合庁舎5階会議室
 (2) 日時 平成15年2月4日(火)午前9時から

3 受験資格
 (1) 薬種商販売業の許可の申請を行う者であって、次のいずれかに該当するもの
 ア 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校若しくは学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校又はこれらと同等以上の学校を卒業した後3年以上薬局又は一般販売業若しくは薬種商販売業(以下「薬局等」という。)の小売業務の実務に従事した者
 イ 薬種商専門課程を置く学校教育法に基づく専修学校において必要な実務研修を履修した卒業生については、2年以上薬局等の小売業務の実務に従事した者
 ウ 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)第1条に規定する大学入学資格検定に合格し、18歳となった年度の翌年度以後3年間薬局等の医薬品の小売業務の実務に従事した者
 (2) 受験資格の特例
 (1)に定める者のほか、(1)のアからウまでのいずれかに該当する者であって、薬種商販売業者(法人であるときは、当該業務を行う役員とする。)又は自ら管理する薬局開設者若しくは一般販売業者(いずれの場合も、法人であるときは、管理者である役員とする。)の配偶者又は直系卑属若しくはその配偶者であるもののうち、この試験に合格後引き続き薬局等において医薬品販売の実務に従事し、かつ、将来承継することが確実であると認められる者(1人に限る。以下「承継者」という。)は、受験できるものとする。

4 受験手続
 (1) 承継者以外の受験者は、次の書類を各2通ずつ提出すること(ただし、店舗の所在地が高知市の場合は、1通で可)。
 ア 薬種商販売業許可申請書
 イ 実務従事証明書(県外に所在する薬局等で実務に従事した者にあつては、従事していた期間に許可を受けていたこ

とを証する書類（当該都道府県の業務主管課長又は保健所長の証明したもの）を添付すること。）

ウ 3の(1)のア又はイに該当する者は学校の卒業証明書、3の(1)のウに該当する者は大学入学資格検定の合格証

エ 写真（3月以内に撮影した上半身・無帽・正面向きの名刺型のもので裏面に氏名を記載すること。）

オ 店舗開業計画書（試験後に速やかに申請の計画に従った店舗を完成し、薬種商販売業許可を受ける場合）

(2) 承継者である受験者は、次の書類を各2通ずつ提出すること（(1)に準ずる。）。

ア 薬種商承継者試験受験申請書

イ 戸籍の謄本又は抄本（被承継者が法人の場合は、登記簿の謄本及び当該法人における「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類を添付すること。）

ウ 実務従事証明書（(1)のイに準ずる。）

エ 3の(1)のア又はイに該当する者は学校の卒業証明書、3の(1)のウに該当する者は大学入学資格検定の合格証

オ 写真（(1)のエに準ずる。）

5 申請書類の提出先及び受付期間

(1) 提出先
店舗の所在地を所管する保健所（ただし、高知市の場合は、高知県健康福祉部薬務衛生課）

(2) 受付期間
平成14年12月9日（月）から同月20日（金）までの間（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。
なお、郵送の場合は、平成14年12月20日付けの消印のあるものまで受け付ける。

(3) その他の注意事項
ア 申請書類を郵送する場合は、書留郵便とすること。
イ 不明な点については、高知県健康福祉部薬務衛生課（電話番号088 - 823 - 9682）又は最寄りの保健所に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宿毛市の行う橋上地区（神有4換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図

- 2 縦覧期間
平成14年11月1日から同年12月2日まで
- 3 縦覧場所
宿毛市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、佐賀町の行う橋川地区（橋川換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間
平成14年11月1日から同年12月2日まで
- 3 縦覧場所
佐賀町役場

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成14年11月1日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 都市計画の種類
室戸都市計画公園（9・6・1号室戸広域公園）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
室戸市領家字北花折谷、字ダバ及び字奥本谷の全部
室戸市領家字大デンボシ及び字奥花折谷の各一部
室戸市室戸岬町字白石、字白石ノ南及び字九人畑の全部
室戸市室戸岬町字ヤマト、字津呂坂山ノ上及び字源兵衛が久保の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び室戸市役所
- 4 縦覧期間
平成14年11月1日から同月15日まで

選挙管理委員会
告 示

高知県選挙管理委員会告示第63号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成14年10月11日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

別表第2の1 病院の表中
「高知駅前病院 高知市北本町二丁目1番18号」を
「高知ハーモニー・ホスピタ 高知市南金田62番地3
ル」に改める。

附 則

この告示は、平成14年10月11日から施行する。